

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案 新旧対照表

目次

①	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）	1
②	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	9
③	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	10
④	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五百五十五号）	11
⑤	独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）	12
⑥	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）	15

改正案	現行
<p>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第八条―第十五条）</p> <p>第三章 業務等（第十六条・第十七条）</p> <p>第四章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>第五章 罰則（第二十二条・第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「量子科学技術」とは、量子に関する科学技術をいう。</p> <p>2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 科学技術に関する共通的な研究開発</p> <p>二 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法</p>	<p>国立研究開発法人放射線医学総合研究所法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条―第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第十八条）</p> <p>第五章 罰則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（新設）</p>

人をいう。次条において同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの
三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

(名称)

第三条 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(国立研究開発法人)

第五条 機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

(事務所)

第六条 機構は、主たる事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第七条 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定によ

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

(国立研究開発法人)

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

(事務所)

第四条 研究所は、主たる事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定によ

- り政府から出資があつたものとされた金額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
 - 3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

- 第八条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
- 2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

- 第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

- 第十条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

- より政府から出資があつたものとされた金額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。
 - 3 研究所は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

- 第六条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
- 2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

- 第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
- 3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(理事の任期)

- 第八条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

(役員)の欠格条項の特例)

第十一条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十二条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることのできない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十三条 機構の理事長の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号)第十二條」とする。

2 機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第七十六号)第十二條及び第十三條」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務)

第十四条 機構の役員及び職員は、職務上知ることので

(役員)の欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの(次条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、非常勤の理事又は監事となることのできる。

第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることのできない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十一条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)第十條」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七十六号)第九條及び第十條」とする。

(役員及び職員)の秘密保持義務)

第十二条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることので

きた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十五条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基礎的研究開発を行うこと。
- 二 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 五 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 七 第二号に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼

できた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十三条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十四条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(新設)

- 一 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 四 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 五 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 第一号に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼

した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。
八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十七条 機構は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十八条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一

した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十五条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十六条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一

号に規定する原子力災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十六条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならぬ。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣

二 第十六条に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三 第十六条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の適用)

第二十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)第十三条並びにこれらの規定に基づく政令の規定並びに生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定の適用については、機構は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

号に規定する原子力災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十四条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならぬ。

(主務大臣等)

第十七条 研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣

二 第十四条に規定する業務のうち、放射線の人体への影響並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三 第十四条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(他の法令の適用)

第十八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)第十三条並びにこれらの規定に基づく政令の規定並びに生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定の適用については、研究所は、国とみなす。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第五章 罰則

第二十二条 第十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十七条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

(新設)

第五章 罰則

第十九条 第十二条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十五条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）【附則第八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第二（第二百二十四条の三関係）							
名称	名称	根拠法	根拠法	名称	名称	根拠法	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）【附則第九条関係】
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員） 第十条（略） 2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以上を置くことができる。</p> <p>（業務の範囲） 第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。）を行う。</p> <p>2 ・ 3 （略）</p>	<p>（役員） 第十条（略） 2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以上を置くことができる。</p> <p>（業務の範囲） 第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>2 ・ 3 （略）</p>

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）
 附則第十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （職員の引継ぎ等） 第二条（略） 第三条（略） 2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>第四条（略） 2 5（略） 6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、</p>	<p>附則 （職員の引継ぎ等） 第二条（略） 第三条（略） 2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>第四条（略） 2 5（略） 6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、</p>

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究等々の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続き退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の当該施行日後の研究等々の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7
(略)

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続き施行日後の研究等々の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究等々の職員として在職した後引き続き退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の当該施行日後の研究等々の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7
(略)

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立言語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立言語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては国立研究開発法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十
 年法律第六十三号）【附則第十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第二条関係） 一～六（略） 七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 八～三十八（略）	別表第一（第二条関係） 一～六（略） 七 国立研究開発法人放射線医学総合研究所 八～三十八（略）